新十津川町規則第12号

新十津川町スマート農業推進支援事業補助金交付規則

（目的）

第１条　この規則は、新十津川町の農業者に対しスマート農業機械に係る購入費用の一部を助成することにより、スマート農業を推進し、農作業における労働力不足の軽減及び作業の効率化を図り、もって新十津川町の基幹産業である農業の将来に向けた振興発展に資することを目的とする。

（交付対象者）

第２条　スマート農業機械に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、新十津川町に住所を有する農業者（これに準ずる者として町長が認めたものを含む。以下「交付対象者」という。）で、主として新十津川町内で農業を営むものとする。

（補助対象機械及び補助金額）

第３条　町長は、交付対象者が次の各号に掲げる農業機械（機械販売業者から購入する新品に限る。以下「補助対象機械」という。）を購入した場合は、予算の範囲内で、当該各号に規定する金額を上限に補助金を交付することができる。

（１）自動操舵システム　購入金額（消費税及び地方消費税を除く。町以外の者から補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額。次号において同じ。）に10分の３を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と50万円を比較して低い方の額

（２）自動運転機能付きのトラクター、田植機及びコンバイン　購入金額と50万円を比較して低い方の額

２　補助金の交付は、１経営体当たり、前項第１号の補助対象機械は２台限り、同項第２号の補助対象機械は各１台限りとする。この場合において、令和７年度以前に新十津川町次世代農業推進事業及び新十津川町スマート農業推進支援事業により補助対象機械の購入に係る補助金の交付を受けている場合は、これを当該台数に含むものとする。

（交付申請及び補助金の請求）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スマート農業推進支援事業補助金交付申請書（別記様式第１号）及びスマート農業推進支援事業補助金交付請求書（別記様式第２号）に次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、交付申請対象の農業機械は、申請日の属する年度の前年度の１月１日から翌年３月31日までの間に購入したものに限る。

（１）農業機械の購入を証明できる書類及び購入金額の支払いが確認できる書類

（２）町以外の者から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を証明するものの写し

（３）その他町長が必要と認める書類

（決定通知及び補助金の交付）

第５条　町長は、前条に規定する申請書及び請求書の提出があったときは、速やかに補

助金の交付の可否を決定し、スマート農業推進支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、当該交付決定の日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第６条　町長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

３　町長は、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずるときは、スマート農業推進支援事業補助金交付決定の取消し及び補助金の返還通知書（別記様式第４号）により、当該交付決定者に通知する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この規則の失効の際現に交付決定者である者については、なおその効力を有する。

別記様式第１号（第４条関係）

スマート農業推進支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

新十津川町長　様

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号

スマート農業推進支援事業補助金の交付を受けたいので、新十津川町スマート農業推進支援事業補助金交付規則第４条の規定により申請します。

記

補助金申請額		
購 入 機 械	□　自動操舵システム	自動運転機能付き機械 □　トラクター □　田植機 □　コンバイン
町以外の者からの補助金等	□　有り（金額　　）　□無し	
※　該当する箇所の□に✔を記載してください。		

添付書類

１　農業機械の購入を証明できる書類及び購入金額の支払いが確認できる書類

２　町以外の者から補助金等の額を証明するものの写し（該当する場合）

３　その他町長が必要と認める書類

【反社会的勢力排除に係る誓約書】

次の内容について確認の上、一番下の□に誓約する旨のチェック（☑）を入れてください。

１　私（申請者）は、現在又は将来にわたって、新十津川町反社会的勢力排除条例第２条第１号に規定する反社会的勢力（暴力団、暴力団員その他暴力若しくは威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいいます。以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しません。

２　私（申請者）は、反社会的勢力が実質的に経営を支配し、又は反社会的勢力と密接な関係を有する事業者ではありません。

３　この申請に係る補助金の交付は、反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資するものではありません。

４　この誓約が事実と相違することが判明した場合は、補助金の交付決定の取消し、補助金の返還命令その他いかなる措置を受けても異議を申し立てません。この場合において、当該措置により損害が生じたときは、一切私（申請者）の責任とします。

５　新十津川町が必要と認めた場合には、上記事項に関し警察その他関係機関等に照会することについて承諾します。

□　上記事項について誓約します。

別記様式第２号（第４条関係）

スマート農業推進支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日

新十津川町長　様

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請求金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

【振込先】

金融機関							
支　　店							
口座種別	普通　　当座　　その他（　　）						
口座番号							
ふりがな							
口座名義							

別記様式第３号（第５条関係）

スマート農業推進支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日

様

新十津川町長

年　　月　　日付けで申請のありましたスマート農業推進支援事業補助金の交付について、次のとおり通知します。

記

決 定 区 分	□　交　付　　□　不交付
交 付 決 定 額	
不交付の理由	
備　　考	１　対象機械を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません（ただし、町長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。）。 ２　偽りその他不正な行為があった場合は、決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

教　　示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、新十津川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、新十津川町を被告として（訴訟において新十津川町を代表する者は、新十津川町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第４号（第６条関係）

スマート農業推進支援事業補助金交付決定の取消し及び補助金の返還通知書

年　　月　　日

様

新十津川町長

年　　月　　日付けで通知したスマート農業推進支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消し、交付を受けた補助金の返還を命じます。

記

交付決定月日	年　　月　　日
交付決定取消し理由	
返還額（既交付額）	（　　）
返還期限	年　　月　　日
備考	